

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>基盤整備「光の道」構想実現に向けて(2010年5月18日)によると、基本的には、「2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用」する社会の実現を目指すこととし、そのために、超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(10%)に、光による100Mbps以上の超高速ブロードバンド基盤を・整備普及すべきであるとしている。</p> <p>日本のブロードバンド基盤はとっくに世界最高水準に達していると考え、「すべての世帯でブロードバンドサービスを利用する」とのことからすれば、多様なブロードバンド基盤(光、メタル、同軸、無線等)を活用した、医療、教育、電子政府等の分野におけるICTの利用を妨げる各種規制の見直し等環境の整備が必要である。これは諸外国の例からでも実証できる。必ずしもブロードバンド基盤の整備を固定網の光に規定する必要はないと考える。今後の更なる技術革新の進展とサービスの多様化に対して国民がその提供方法を自由に選択できるよう配慮することが重要である。</p> <p>また、「光の道」という手段によって、情報化に適した教育・医療等の分野において、ICTの利活用が進み、国民生活が豊かになるという目標設定は間違っていないと思うので、ブロードバンドサービスを利用したユビキタス社会の実現に向け、その先導役を果たす、政府、地方自治体が行うICTによる行政サービス等の導入時期を明確にして、計画的、かつ、タイムリーに超高速ブロードバンド基盤を整備することが必要不可欠であると考え。</p> <p>需要に捉われず、目標達成年次を定め、計画的に「光の道」を推進するのであれば、「すべての世帯でブロードバンドサービスを利用」を国策と位置付け、ICTによる行政サービス等の導入とセットで、従前から実施してきたIRU方式等により基盤整備を行うことが適切な方法であると考え。</p>

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。